

難病診療に携わる医療従事者に対する研修会 web 配信

筑波大学附属病院 難病医療センターでは、難病診療に携わる人材を育成する目的で、「難病の病態や治療、疾患の特性の理解、療養支援等に関する専門的な知識・技術を習得できる」の医療従事者向け研修会を開催しております。

本研修は、**(協力)難病指定医の申請に必要な単位(時間)が取得できる研修**となっております。

研修内容は、**難病制度の仕組みや指定難病の申請に必要な「臨床調査個人票」の記載**についての講話となっております。

この講話を受講することにより、**専門医の資格がなくても、診断治療に 5 年以上従事した経験があり、研修の規定単位を取得すれば、研修修了者として(協力)難病指定医の指定申請をすることができます。また、難病指定医の更新申請も同様です。**

既に(協力)難病指定医である医師や指定難病申請等に関わる医療従事者には、最新の難病制度の仕組みや「臨床調査個人票」の診断基準や治療方法について新しい情報が得られます。

対象 難病患者の支援に携わる医療従事者

医師、看護師、薬剤師、医療ソーシャルワーカー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、訪問看護ステーション職員、医師事務作業補助者、居宅介護支援事業所介護支援専門員、障害福祉相談支援事業所職員、保健所職員 等

※難病指定医及び協力難病指定医の認定に必要な研修を履修した場合は、単位習得を確認後に修了証を交付する。その修了証をもって(協力)難病指定医の申請を行うこととする。

※この研修会は、茨城県から委託を受け「(協力)難病指定医」として必要な研修も兼ねております。

Web 配信を視聴する方

①次の **申込書(web 配信申込書フォーム)** または 別紙様式にて申し込みください。

②申し込みされた方には、ユーザ登録用の URL を送付いたしますので、URL より お進みいただき、新しいアカウント(受講者の登録)を作成してください。

*ユーザ名は受講者のメールアドレス(@前まで)で登録することを勧めます。2 回目以降に視聴する際にもユーザ名とパスワード入力が必要になります。

*既に受講者登録(アカウント作成済み)されている方は申込しなくても視聴できます。

ユーザ名とパスワードを入力すれば視聴できます。忘れた場合は再度設定してください。

*動画視聴に関しては、有効期間内であれば何回でも視聴することができます。

③動画視聴後は確認事項(アンケート)の記入をお願いいたします。

*単位取得する方は、確認事項(アンケート)を記入しないと単位認定できません。

④この研修会の動画視聴に関する通信費は参加者個人負担となります。

【web 配信にあたってのお願い】

◎web 配信内容の録画や録音、資料の複製・無断転載等は固くお断りいたします。

◎ご質問やご意見のある方は確認事項(アンケート)に記載ください。

申込方法 「申込書」(web 配信申込書フォーム)にてお申し込みください。

URL https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSfKvxv1WZeKV6JupKds_DLCoCCrtvPUu1qP4ZSoLf4irk_g/viewform

QR コード↓



問合せ先 筑波大学附属病院総務部医療支援課

難病医療センター 川上、下条、高間

TEL:029-853-7580 FAX:029-853-7581

E-mail : nanbyou-c@un.tsukuba.ac.jp

内 容 研修は2部構成になっております。

第1部は難病医療制度の概要となっており、**(協力)難病指定医申請する医師は必修です。**
協力難病指定医を申請する医師は、第1部(1)(2)のみ受講で必要な単位を取得できます。
修了証の交付は、アンケート記入を確認したうえで行います。

第2部は「難病の代表的な疾病の診断と治療について」の講話になっております。
難病指定医の申請に必要なのは、第1部(1.5時間)と第2部の3つの講座(1.5時間×3)
を受講し、アンケート記入が必要となります。

※既にアカウント登録している方は、視聴可能です

第1部 難病医療制度の概要

<単位 1.5 時間>

<(1)(2)で協力難病指定医申請に必要な単位(1.5 時間)を取得>

<(1)(2)で難病指定医申請に必要な単位 6 時間のうち 1.5時間を取得>

- (1)・難病の医療費助成制度の概要 講師 茨城県保健医療部健康推進課 係長 綿引 聡
・「指定難病」について 講師 茨城県立医療大学医科学センター長 河野 豊
- (2)・臨床調査個人票の構成 講師 茨城県立医療大学医科学センター長 河野 豊
・臨床調査個人票記入にあたっての留意事項 講師 茨城県保健医療部健康推進課 係長 綿引 聡

第2部 難病の代表的な疾病の診断と治療について

※難病指定医の資格取得を希望する医師は、規定時間 6 時間のうち第 2 部で 4.5 時間の履修が必要となります

(1)「**神経難病の概要と調査票作成のポイント**」について <単位 1.5 時間>

講師 茨城県立医療大学医科学センター長 河野 豊

(2)「**骨・関節系疾患難病**」の診断と治療について <単位 1.5 時間>

講師 筑波大学水戸地域医療教育センター・整形外科 准教授 万本 健生

(3)「**腎難病の診断基準と重症度分類**」について <単位 1.5 時間>

講師 筑波大学医学医療系腎臓内科学 准教授 臼井 丈一

(4) 耳鼻科系難病「**好酸球性副鼻腔炎**」について <単位 1.5 時間>

講師 筑波大学医学医療系耳鼻咽喉科・後頸部外科 講師 田中 秀峰

(5) ***消化器疾患難病「炎症性腸疾患の診断と治療**」について <単位 1.5 時間>

講師 筑波大学 医学医療系 消化器内科 教授 土屋 輝一郎

(6) ***「免疫系難病」-膠原病の診断と治療**について <単位 1.5 時間>

講師 筑波大学 医学医療系 膠原病リウマチアレルギー内科 教授 松本 功

(7) ***「血液疾患領域」-難病の診断・治療・申請** <単位 1.5 時間>

講師 茨城県立中央病院 病院参事 血液診療・輸血部統括局長
筑波大学地域臨床教育センター 教授 長谷川 雄一

*印は令和4年3月2日にアップしたものです。

難病指定等研修におけるカリキュラム及び時間(国)

※難病指定医の研修は、全ての項目を含むように研修を行うものとする。

協力難病指定医の研修は、3を除く項目を全て含むように研修を行うものとする。

1 難病の医療費助成制度について(1時間)

- ・難病の医療費助成制度、難病患者のデータ登録についての理解を深める内容とする。
- ・難病指定医等の職務を理解する内容とする。
- ・医療費助成制度における診断基準、重症度分類、臨床調査個人票等について理解する内容とする。
- ・指定医療機関療養担当規定の遵守等、指定医療機関が行うことについて理解する内容とする。
- ・医療費助成制度のほか、難病相談支援センター等難病に関する相談体制、保健所を中心とした「難病対策地域協議会」を通じた患者支援、障害福祉サービスによる支援、「難病患者就職サポーター」等の就労支援等、地域における難病患者支援について理解する内容を含むことが望ましい。

2 難病の医療費助成に係る実務について(0.5時間)

- ・難病指定医等が行うべき実務について知識を深め、診断基準等に沿って適切に臨床調査個人票の記入を行うなどの内容とする。
- ・必要な検査の実施や、診断が困難で、臨床調査個人票が十分に記載できない場合に、適切な他の難病指定医を紹介できるよう、難病に対する地域の医療提供体制や全国的な医療支援体制について知識を習得する内容とする。

3 代表的な疾患の診断等について(4.5時間)

- ・代表的な疾患に係る疾患概要や診断基準、重症度分類、臨床調査個人票、診療ガイドライン等について理解を深めるとともに、実際の症例検討や文献考察等を通して指針の知見に触れながら、診断や治療にあたっての臨床的な問題点について理解する内容とする。
- ・対象とする疾患や内容については、受講者の実態に応じてできる限り実践的なものになるよう留意すること。
- ・難病及び小児慢性特定疾病に係る小児期から成人期への意向・連携に関する内容を含めることが望ましい。
- ・研修の内容を補うテキストを紹介、配布するとともに最新の情報を収集する手法についての内容を含めること。

4 難病指定医等の申請手続きについて

- ・難病指定等の申請手続きについて周知するとともに、研修修了に併せて申請手続を実施できる体制とすることが望ましい。

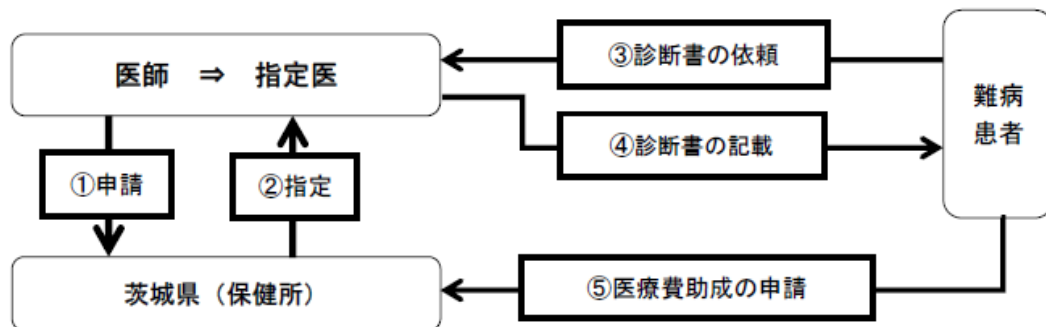
*受講内容を確認後に茨城県知事より修了証を交付する。その修了証をもって(協力)難病指定医の申請を行うことができる。

難病の新たな医療費助成制度における 「指定医」の申請手続について

茨城県保健福祉部疾病対策課

- 指定難病にかかっている患者の方は、都道府県知事の定める医師（指定医）の作成した臨床調査個人票（診断書）を添えて支給認定の申請をする必要があります、指定医以外の医師による診断書は認められません（診断書作成の前に指定を受ける必要があります。）。
- 指定医の指定を受けるためには、申請の手続が必要です。
- 裏面に要件等を記載しておりますので、ご参照の上、必要な手続をお願いします。

指定医の申請と難病の医療費助成申請の流れ



指定医の申請手続等

【申請手続】

次の書類を提出してください（郵送可）。

- ① 指定医指定申請書（兼経歴書）
- ② 医師免許の写し
- ③ 下記 A, B のいずれか
 - A 専門医に認定されていることを証する書類の写し
 - B 知事が行う研修を終了したこと証する書類

【申請書の提出先】

医療機関（勤務先等）の所在地を管轄する保健所（裏面参照）